

旭川市では、地域経済を牽引する中核企業の創出を目指し「旭川中核企業成長支援事業」に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式により募集します。

令和8年4月10日

旭川市長 今津寛介

第1 契約担当部局

〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1-6 旭川リサーチセンター2階

旭川市経済部産業振興課

電話：0166-65-7047

FAX：0166-65-7048

メール：sangyousinkou@city.asahikawa.lg.jp

第2 業務の概要

1 業務名

旭川中核企業成長支援事業

2 業務内容

(1) 目的

本業務は、本市経済の持続的成長の実現に向け、地域経済を牽引する中核企業の創出を目指し、売上高概ね10億円以上又はそれに近い規模の市内企業を対象として、個別ヒアリングを通じて経営課題及び成長可能性を構造的に整理・分析し、今後の伴走支援の在り方を検討するための基盤を構築することを目的とする。

(2) 基本的な考え方

本事業においては、以下の考え方を基本とする。

- ア 地域経済を牽引する可能性のある企業の実態を把握し、成長に向けた課題を構造的に整理すること。
- イ 個別企業の課題整理にとどまらず、地域としてどのような支援制度が必要かという視点を持って分析を行うこと。
- ウ 次年度以降の伴走支援制度の構築に資するよう、対象企業像、支援内容、評価の観点等を具体的に整理すること。

(3) 業務内容

上記目的を達成するため、受託者は、旭川市と連携しながら次の業務を実施する。

ア 個別ヒアリング等の実施

(ア) 対象企業の整理

- ・市内企業のうち、地域経済を牽引する可能性がある企業を整理すること。
- ・必要に応じて旭川市と協議の上、ヒアリング候補企業を選定すること。

(イ) 個別ヒアリングの実施

- ・概ね10社程度の市内企業に対し、個別ヒアリングを実施すること。
- ・ヒアリングに当たっては、企業の現状、経営課題、成長意欲、今後の方向性、必要な支援等を把握すること。

イ 課題整理及び成長可能性の分析

(ア) 個別整理

- ・ヒアリング結果を踏まえ、各企業の経営課題を構造的に整理すること。
- ・各企業の成長可能性や、今後必要と考えられる支援の方向性を分析すること。

(イ) 全体分析

- ・個別企業の分析結果を踏まえ、地域企業に共通する課題や傾向を整理すること。
- ・中核企業創出に向けて必要な支援の方向性や論点を整理すること。

ウ 伴走支援制度設計に向けた整理

(ア) 制度設計の視点整理

- ・次年度以降に実施を予定する伴走支援制度を見据え、対象企業の考え方、支援内容、評価の観点等を整理すること。

(イ) 制度設計案の作成

- ・公募条件、選定の視点、支援の進め方等、制度設計に資する基礎資料を作成すること。

エ 成果物のとりまとめ

- ・個別整理レポートの作成
- ・全体分析レポートの作成
- ・次年度以降の伴走支援制度設計に向けた基礎資料の作成

オ その他

本事業の実施に当たり必要な経費は、全て委託料に含めることとし、受託者が負担することとする。その他、本事業の目的を達成するために必要な事項について、適宜提案すること。

3 実施日程の目安

| 時期 | 内容 |
|------------|--|
| 6月 | <ul style="list-style-type: none">・事業実施方針及び対象企業の考え方の整理・ヒアリング対象企業の選定 |
| 7月 ～12月 | <ul style="list-style-type: none">・個別ヒアリングの実施・ヒアリング結果の整理・必要に応じた追加ヒアリング・課題及び成長可能性の分析・伴走支援制度設計に向けた論点整理 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none">・全体分析の取りまとめ・制度設計に向けた基礎資料の作成 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none">・成果物案の作成・旭川市との協議、調整 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none">・成果物の最終とりまとめ、納品・報告書の提出 |

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 予算総額

8, 000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

第3 参加資格要件

次の全ての条件に該当する団体等のみ、応募することができる。

- 1 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、上記資格を有さない者が参加することもできるものとするが、その場合には次の書類を聴取する。

| 法人・個人 | 提出書類 | 備考 |
|-------|------------------------------------|--|
| 法人・個人 | 当該市町村の市町村税（特別区においては都税）に滞納のないことの証明書 | 発行日が提出期限内の3か月以内のもの |
| 法人・個人 | 消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書 | 発行日が提出期限内の3か月以内のもの 管内の税務署が発行する「納税証明書その3」 |
| 法人・個人 | 決算書及び確定申告書の写し (直近の1期分) | 管轄の税務署の受付印又は電子申告の受信通知があるもの 個人の場合は確定申告書の写しのみ |
| 法人 | 履歴事項全部証明書 (任意団体の場合は定款とする) | 発行日が提出期限内の3か月以内のもの |
| 個人 | 身分証明書 (本籍地のある市町村から交付を受けること) | 発行日が提出期限内の3か月以内のもの |

- 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
- 3 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- 6 市町村税又は都税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。

第4 実施要領等の交付期間及び方法

旭川中核企業成長支援事業に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）の交付は、次のとおりとする。

- 1 交付期間

令和8年4月10日（金）から令和8年4月30日（木）まで

- 2 交付方法

第1の場所で交付するほか、旭川市経済部産業振興課のホームページからのダウンロードによ

り交付する。

URL : <https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/508/d083845.html>

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年4月30日(木) 午後5時(期限厳守)

(2) 提出方法

次のオンラインフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1501740>

2 参加資格の確認等

第3に定める参加資格要件の確認を行い、確認結果を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

3 企画提案書の提出

2で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

(1) 提出期限

令和8年5月18日(月) 午後5時(期限厳守)

(2) 提出方法

次のオンラインフォームから提出すること。

<https://logoform.jp/form/iLZf/1501823>

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- 1 参加資格要件を満たしていない場合
- 2 提出書類に虚偽の記載があった場合
- 3 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- 4 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第7 受託候補者の特定

旭川中核企業成長支援事業に係る公募型プロポーザル審査会設置要綱に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受託候補者として特定する。

第8 契約に関する基本事項

1 契約の締結

第7において特定された者と協議を行い、内容についての合意の上、随意契約の方法により契約を締結する。ただし、受託候補者が第6のいずれかに該当したことが判明した場合は、契約しないことがあるほか、契約締結後においても、本市は催告を要せず契約を解除できるものとする。

る。なお、これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっては、本市は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。契約保証金の額は、旭川市契約事務取扱規則第23条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上とし、納付方法、納付期日とあわせて別途定める。ただし、旭川市契約事務取扱規則第24条の規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否

作成を要する。

4 支払条件

一括後払いとする。

第9 その他

1 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

2 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

3 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

4 提出された書類は返還しない。

5 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

6 詳細は実施要領等による。